雄物川圏域流域治水宣言

～みんなで取り組む水害に強いまちづくり～

近年、毎年のように日本各地でこれまでに経験したことのないような豪雨により、深刻な水害が発生している。令和元年東日本台風では全国の 142 箇所で堤防が決壊し、甚大な被害が発生した。令和 2 年 7 月には九州や山形県において計画規模を超える水害が発生している。

雄物川においても、平成 29 年 7 月豪雨時には多くの雨量観測所で観測史上最大の降水量を記録（24 時間雨量）するとともに、雄物川と玉川の合流点より下流の 9 つの観測所で観測開始から最大の水位を記録し、甚大な浸水被害が発生している。

気象庁の観測によると、近年 1 時間降水量 50mm 以上の短時間降雨の発生回数を約 30 年前と比較すると約 1.4 倍となるなど、気候変動による影響は顕在化している。

また、人口減少や少子高齢化の進行により地域社会は大きく変化し、たとえば、町内会など自主防災組織の弱体化による高齢者の避難支援などへの影響や、水防団員の減少による地域防災力の低下が危惧されている。

このような気候変動や社会動向の変化を止めることは難しく、このまま進めば水害リスクはますます増大することとなり、堤防が決壊するなど、施設能力を超える水害が発生することを前提として、あらゆる関係者が社会全体で災害に備える「流域治水」を進めることが重要である。

雄物川圏域の流域治水の取り組みにあたっては、日頃から流域内の地域住民、企業、雄物川圏域内市町村、秋田県、国の機関などが水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限とするためのあらゆる対策を、できるところから速やかに実施していくことが必要であることから、以下の4つを基本方針として取り組んでいく。

（基本方針）

1　流域内の他の地域の状況をよく知り、いざという時に助け合うことができるよう、日頃から顔の見える協力体制をつくった上で、流域治水を積極的に進める。

2　河川整備計画に基づく河川整備やダム建設などの基本的な治水対策を確実に進めるとともに、土砂災害対策や森林整備・治山対策、雨水貯留施設等による流域全体での流出抑制対策など、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策を行う。

3　洪水浸水想定区域内等においては、水災害リスク情報を踏まえ、居住誘導や土地利用規制など、まちづくりや住まい方の工夫により被害対象を減少させるための対策を行う。

4　確実な避難実施のため広域的な避難体制をつくるとともに、地域にも協力を要請する。さらに、住民に対して地域の水害リスクを適切に情報提供し、より安全な行動や社会活動に結びつけてもらうとともに、積極的な防災活動への参加や助け合いながら命を守る避難行動を促すなど、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を行う。

令和3年3月30日

雄物川圏域流域治水協議会